

(表面)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

五條市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

五條市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

五條市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、五條市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

第5条又は第11条の規定により関係書類を添えて 新規 継続 申請します。

1 申請者等	氏 名	生年月日(婚姻時の年齢)	講座の受講
申請者	フリガナ	年 月 日(歳)	実施しました <input type="checkbox"/> ()
配偶者	フリガナ	年 月 日(歳)	実施しました <input type="checkbox"/> ()
婚姻日	年 月 日	講座内容(右上、 <input checked="" type="checkbox"/> を付けて、番号を記載)	
		①ライフデザイン支援講座 ②プレコンセプションケアに関する講座 ③医療機関への妊娠・出産に関する相談 ④共家事・子育て講座	
2 事業内訳	住居費 (賃貸)	賃貸借契約締結年月日	年 月 日
		家賃・共益費(A)	円
		住居手当(B)	円
		実質家賃負担額(C) ((A) - (B))	円
		礼金(D)	円
		仲介手数料(E)	円
		住居費総計(F) ((C) + (D) + (E))	円
	引越費用	引っ越しを行った年月日	年 月 日
		引越費用(G)	円
	住宅費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額(H)	円
	住宅リフォーム費	契約締結年月日	年 月 日
契約金額(I)		円	
合計(F)+(G) +(H)+(I)		円	

(裏面)

3 補助金交付申請額 (千円未満の端数は切り捨て)	円
4 公的制度による家賃補助	<input type="checkbox"/> 私(申請者)及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 申請者及び配偶者の前年(申請月が4月から6月までの場合は前々年)の所得証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 <input type="checkbox"/> 居住物件の賃貸借契約書その他の賃貸借を確認することができる書類の写し又は原本 <input type="checkbox"/> 引越費用に係る契約書若しくは見積書の写し又はその原本 <input type="checkbox"/> 売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し又はその原本 ※建物取得に係る費用、工事内容等の内訳が分かるもの。 <input type="checkbox"/> リフォーム工事請負契約書の写し又はその原本 ※工事内容等の内訳が分かるもの。 <input type="checkbox"/> 市税等の完納証明書(市区町村長が発行する最新年度の納税状況を証明するもの) <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 五條市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書の写し(継続補助申請の場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他()

注1 補助金を申請する年度の前年度の1月1日から翌年の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦が対象となります。

注2 補助金を申請する年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に支払った住宅賃借費用、引越費用、住宅取得費用及び住宅リフォーム費用が補助金の対象となります。

注3 住宅リフォーム費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が補助金の対象となり、次に掲げる費用は対象となりません。

ア 倉庫又は車庫に係る費用

イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用

注4 補助申請金額は、事業内訳合計額と補助上限額を比較し、低い方を記入してください。1000円未満の端数は切捨てしてください。

補助上限額は、新婚世帯の双方の年齢が婚姻届が受理された時点で29歳以下の場合は60万円、新婚世帯の双方の年齢が婚姻届が受理された時点で39歳以下の場合は30万円となります。

注5 前年度に補助金の資格認定を受けた新婚世帯は、補助上限額から前年度に交付を受けた補助金額を差し引いて得た額が補助上限額となります。

注6 写し又は原本の添付が必要な書類について、写しを添付する場合は、原本も併せて提出してください。原本については写しと内容の相違がないかを確認した上で返却します。